

東証マザーズ指数先物取引制度要綱

2015年6月24日
株式会社大阪取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I. 趣旨</p> <p>II. 取引の仕組みについて</p> <p>1. 取引対象</p> <p>2. 立会方法</p> <p>(1) 立会の区分及び取引時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内新興株式市場に対する新たな投資手段及びヘッジ手段を提供する観点から、同市場の代表的な指数の一つである東証マザーズ株価指数（以下「東証マザーズ指数」といいます。）を対象とした指数先物取引（以下「東証マザーズ指数先物取引」といいます。）を導入することとします。 ・ 取引対象は、東証マザーズ指数とします。 ・ 立会は、日中立会及びナイト・セッションに分かれ、各立会の取引時間は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日中立会 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午前8時45分 ➤ レギュラー・セッション：午前8時45分から午後3時10分 ➤ クロージング・オークション：午後3時15分 ② ナイト・セッション <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープニング・オークション：午後4時30分 ➤ レギュラー・セッション：午後4時30分から翌日の午前5時25分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の株価指数先物取引と同様（以下、特に本要綱に記載していない事項は、次期 J-GATE 稼働後の他の株価指数先物取引と同様とします。）。 ・ 次期 J-GATE 稼働時から導入予定であるノンキャンセル・ピリオドの適用対象外とします。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 立会方法</p> <p>3. 限月取引及びその数</p> <p>4. 取引単位及び呼値等</p> <p>(1) 取引単位</p> <p>(2) 呼値</p> <p>(3) 呼値の単位</p> <p>(4) 呼値の制限値幅</p>	<p>▶ クロージング・オークション：翌日の午前5時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムによる個別競争取引とします。 ・ 東証マザーズ指数先物取引は、3月、6月、9月、12月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げます。）の前日（休業日にあたるときは、順次繰り上げます。）を取引最終日とした5限月取引制とします。 ・ 直近の限月取引の取引最終日の翌営業日の日中立会から新たな限月取引を開始します。 ・ 東証マザーズ指数の数値に1,000円を乗じて得た額を1単位とします。 ・ 呼値は、成行及び指値とし、当社が定める有効期間条件・執行数量条件を付して行うものとします。 ・ 呼値の単位は、0.5ポイントとします。 ・ 呼値の制限値幅を超える値段に呼値を行うことはできないものとします。 ・ 呼値の制限値幅は、基準値段（原則、前取引日の清算数値）を中心に制限値幅算定基準値に8%を乗じて得た数値（0.5ポイント単位で端数切捨て。以下当該数値を「制限値幅」といいます。）の範囲内とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムは、次期 J-GATE を利用します。 ・ 取引期間は1年3ヶ月。 ・ 有効期間条件・執行数量条件については、他の株価指数先物取引と同様とします。 ・ 1ティックの金額は500円。 ・ 原則、他の国内株価指数先物取引と同様。

項 目	内 容	備 考
<p>5. 取引の停止及び一時中断</p> <p>(1) 取引の停止</p> <p>(2) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)</p> <p>(3) 即時約定可能値幅 (Dynamic Circuit Breaker)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大における、第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、制限値幅算定基準値にそれぞれ12%、16%を乗じて得た数値(それぞれ0.5ポイント単位で端数切捨て。)とします。 ・ 当社は、次に掲げる場合には、取引を停止することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 当社が取引の状況に異常があると認める場合 b 当社取引管理上、取引を継続して行わせることが適当でないと認めた場合 c 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において、当社が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 ・ 中心限月取引において制限値幅の上限(下限)値段に買(売)呼値が提示され(約定を含む。)、その後、1分間に当該値段から制限値幅の10%の範囲外の値段で取引が成立しない場合には、原則として、全限月取引の取引を10分間以上中断(サーキット・ブレーカー)します。 ・ サーキット・ブレーカーを発動する場合には、全限月取引に係る呼値の制限値幅の上限(下限)を拡大します。 ・ 各限月取引に係る立会において、即時約定可能値幅(以下「DCB」といいます。)を以下のとおり適用します。 <ul style="list-style-type: none"> a DCBの基準となる値段から当社が定める値幅(以下「DCB値幅」といいます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ DCBの基準となる値段は、直近の最良売呼値と最良買呼値の仲値(直近

項 目	内 容	備 考
6. 取引規制の方法	<p>を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該 DCB 値幅の範囲内におけるすべて注文の取引を成立させた後、一定時間、取引を一時中断します。</p> <p>b 前 a による取引の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から DCB 値幅の範囲外である場合には、取引を再開せず、対当値段に最も近接する当該 DCB 値幅の値段に DCB の基準となる値段を更新し、再び一定時間、取引を一時中断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。 	<p>の約定数値を含む。)を採用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DCB 値幅は、DCB の基準となる値段の 0.8%とし、取引の一時中断時間は、原則として、30 秒間とします。 ・ 他の株価指数先物取引と同様。
7. ストラテジー取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、東証マザーズ指数先物取引についてストラテジー取引を行うことができるものとします。 ・ ストラテジー取引に係る呼値の単位は、0.1 ポイントとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カレンダーズプレッド取引のみ可能とします。 ・ その他取引の仕組みについては、他の株価指数先物取引と同様とします。
8. J-NE T取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、東証マザーズ指数先物取引について J-NE T取引を行うことができるものとします。 ・ J-NE T取引に係る呼値の単位は、0.0001 ポイントとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他取引の仕組みについては、他の株価指数先物取引と同様とします。

項 目	内 容	備 考
9. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> 当社は東証マザーズ指数先物取引についてギブアップを可能とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
10. 取引参加者	<ul style="list-style-type: none"> 先物取引等取引資格を有する取引参加者は、当社市場において東証マザーズ指数先物取引を直接取引することができることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
Ⅲ. 清算・決済の仕組みについて		
1. 清算機関	<ul style="list-style-type: none"> 東証マザーズ指数先物取引の清算は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
2. 清算・決済		
(1) 転売・買戻しの申告	<ul style="list-style-type: none"> 各限月取引について、転売又は買戻しに係る取引が成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、清算参加者はクリアリング機構の定める時限までにクリアリング機構に申告し、非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算参加者に申告するものとします。ただし、非清算参加者は、クリアリング機構が定めるところにより、直接クリアリング機構に申告することができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
(2) 清算数値	<ul style="list-style-type: none"> クリアリング機構が定める数値とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
(3) 値洗い	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる差額の授受を、清算参加者はクリアリング機構との間で行い、非清算参加者は指定清算参加者との間で行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。

項 目	内 容	備 考
(4) 証拠金	<p>a 当該取引日の新規取引分については、各約定数値と当日の清算数値の差額</p> <p>b 前aを除く未決済約定分については、前日の清算数値と当日の清算数値との差額</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、クリアリング機構が定める取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、清算参加者はクリアリング機構に差入れ又は預託し、非清算参加者は指定清算参加者に差入れ又は預託するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の株価指数先物取引と同様。
(5) 最終決済	<ul style="list-style-type: none"> 各限月取引について、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終清算数値を定める日の翌営業日に最終清算数値による決済を行います。 	
(6) 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> 最終清算数値は、当該限月取引の取引最終日の翌営業日に定めるものとし、東証マザーズ指数構成銘柄の同日における立会の始めの約定値段に基づき算出するものとします。 	
IV. その他		
1. 取引手数料	<ul style="list-style-type: none"> 今後決定します。 	
2. マーケットメイカー制度	<ul style="list-style-type: none"> 流動性を補完するため、マーケットメイカー制度の対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な制度内容については、今後公表します。

項 目	内 容	備 考
3. 情報開示 (1) 相場情報 (2) 取引参加者別取引内容 (3) 投資部門別取引内容 V. 取引開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証マザーズ指数先物取引に係る四本値、取引高及び建玉残高等の相場情報を、他の株価指数先物取引と区分して公表します。 ・ 取引参加者別取引高及び取引参加者別建玉残高の開示は、当分の間行いません。 ・ 他の株価指数先物取引と区分して、投資部門別に売・買別の取引高及び取引契約金額を開示するものとします。 ・ 次期 J-GATE の稼働日（2016 年央予定）とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の株価指数先物取引と同様。 ・ 具体的な開示の頻度・方法は、他の株価指数先物取引と同様。

以 上